

## 民間企業との人材交流（交流派遣研修）の実施に関する要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、豊中市職員（以下「職員」という。）が、民間企業での実務を経験することを通じて、客観的かつ幅広い視点や行政慣行にとらわれな  
い創造力・行動力などを習得することで、今後の市の課題に的確に対応する  
ために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業に  
雇用されている者（以下「民間職員」という。）について交流受入をし、民間  
企業の業務の進め方や柔軟な発想などを市に取り入れることで、市の能率的  
な運営を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、民間企業とは、次に掲げる法人等をいう。

- （1）会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、  
合名会社、合資会社、合同会社
  - （2）保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項に規定する相互会  
社
  - （3）前2号に掲げる法人のほか、組織の目的、経営形態等がこれらに準ず  
る法人等
- 2 交流派遣 職員を、その身分を保有させたまま、市と民間企業との間で締  
結した協定に基づき、民間企業の実務を経験させることをいう。
- 3 交流受入 民間職員を、その身分を保有させたまま、市と民間企業との間  
で締結した協定に基づき、市の業務に従事させることをいう。

### （交流基準）

第3条 市長は、交流派遣及び交流受入（以下「人材交流」という。）を行うに  
あたっては、次に掲げる基準に従い、その適正な運用の確保に努めなければ  
ならない。

- （1）人材交流は、公務の公正な執行に疑念を生じさせるおそれがある民間  
企業はその対象から外すものとする。
  - （2）民間企業に対する処分等（法令に基づく許認可、補助金交付、行政指  
導等）に関する事務を所掌する所属と当該民間企業との間においては、  
人材交流をすることができない。
- 2 市長は、人材交流の期間中における人材交流の相手方となる民間企業との  
間の契約に関して、公務の公正な執行に疑念を生じさせることのないよう、

特に留意しなければならない。

(人材交流の期間)

第4条 人材交流の期間は、原則として2年以内とする。但し、市又は民間企業が必要であると認める場合は、双方協議のうえ、3年を限度として期間を延長することができる。

(交流派遣職員の給与)

第5条 交流派遣をされる職員（以下「交流派遣職員」という。）の給与及び出張等に関する費用については、市が負担する。但し、派遣先の民間企業の職務における出張等に関する費用は民間企業が負担することができる。

(交流派遣職員の服務等)

第6条 交流派遣職員の勤務時間等の勤務条件については、原則として、派遣先の民間企業の関係規定等によるものとする。

- 2 交流派遣職員は、交流派遣期間中に知り得た秘密を、その期間中はもとより、期間終了後においても漏らしてはいけない。
- 3 交流派遣職員の分限又は懲戒処分は、派遣先の民間企業の報告に基づき、市において行う。

(交流派遣職員の災害補償)

第7条 交流派遣職員が、交流派遣期間中に災害を受けた場合は、市の関係規定等に基づき、市において補償する。

(民間交流員の給与)

第8条 交流受入を行う民間職員（以下「民間交流員」という。）の給与及び出張等に関する費用については、派遣元の民間企業が負担する。但し、市の職務における出張等に関する費用は市が負担することができる。

(民間交流員の服務等)

第9条 民間交流員の勤務時間等の勤務条件については、原則として、市の関係規定等によるものとする。

- 2 民間交流員は、その職の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 民間交流員は、研修期間中、市の業務にのみ従事しなければならない。
- 4 民間交流員は、交流受入期間中に知り得た秘密を、その期間中はもとより、

期間終了後においても漏らしてはならない。

5 民間交流員の懲戒処分等は、市の報告に基づき、派遣元の民間企業において行う。

(民間交流員の災害補償)

第 10 条 民間交流員が、交流派遣期間中に災害を受けた場合は、派遣元の民間企業の関係規定等に基づき、民間企業において補償する。

(協定の締結)

第 11 条 交流を行うに当たっては、市と民間企業の間において協定を締結し、この要綱に定める事項のほか、必要な事項を定める。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、民間企業との人材交流に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 4 日から施行する。